

中田谷社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 豊能労務協会

労働保険事務組合 十三労務協会

phone : 06-6394-1762 , 06-6392-6103

f a x : 06-6394-1774

http://www.n-office.com Email:info@n-office.com



2015年5月1日

事務所ニュース Vol.198

来年1月から番号法^{※1}に基づくマイナンバー制度^{※2}の利用開始に伴い、テレビCMの放映や、今年の10月よりマイナンバー（個人番号）が通知されるなど社会全体の関心が高まっています。このマイナンバー制度は、マイナンバーの収集や保管、管理、廃棄に至るまで決まっておらず、会社内の対応や対策が必要不可欠であるとともに、当事務所においても取り組むべき最重要事項です。今回は当事務所の取り組みをマイナンバー制度の解説を交えお伝え致します。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 平成25年法第27条

※2 社会保障・税番号制度

マイナンバー制度に関する当事務所の取り組みについて

◎プライバシーマーク（Pマーク）の取得

会社はマイナンバーを利用する事務手続きを私ども社会保険労務士事務所や外部機関に委託する場合、委託先の設備・技術基準、事務担当者に対する監督や教育状況などから、法律に基づき会社が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切に監督する義務を負います。

（番号法第11条）

そこで、当事務所は個人情報保護に必要な安全管理体制を構築し、事業主様に安心して事務手続きを委託していただける様、現在取得しているSRPマーク（社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度）に加え、日本工業規格のJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム・要求事項）に適合した個人情報保護体制を構築・運用していることが認定されるプライバシーマークを、マイナンバーの通知の開始がされる今年10月までに取得することを目指しております。

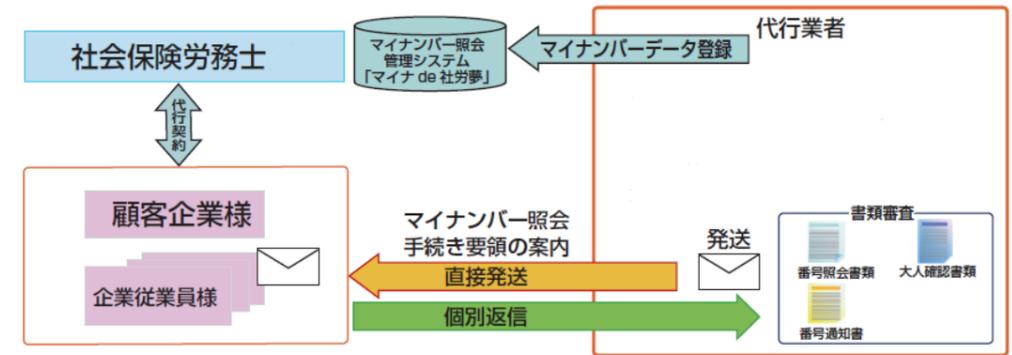
マイナンバー制度に関して当事務所がお手伝いできること

◎マイナンバー及び特定個人情報等の適切な管理方法の提供

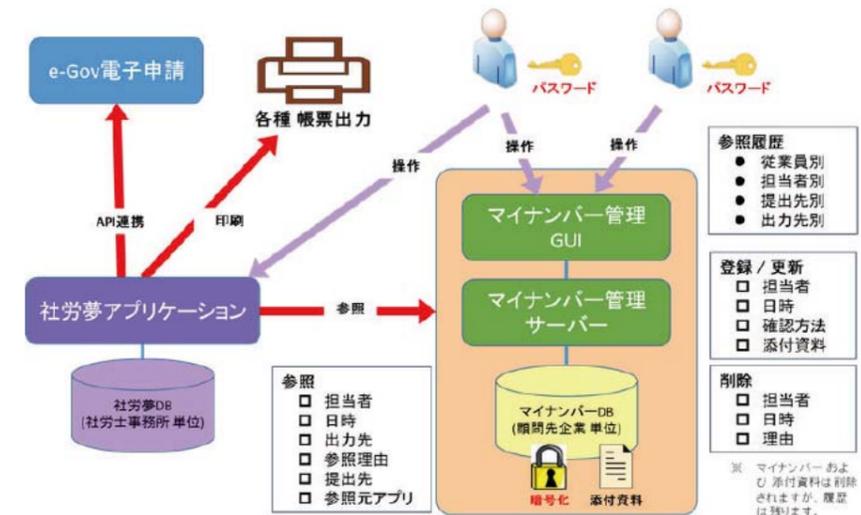
前述の通り、委託先が安全管理措置を講じる必要があるように、当然会社にもマイナンバーや特定個人情報の漏えいや不正利用を防ぐための安全管理措置を講じる義務があります。（番号法第12条）また、入社時などマイナンバーを取得する場合においても厳格に個人の確認をする必要があります（番号法第16条）、会社は取得・利用・保管・廃棄を適切に行う管理体制を構築する必要があります。この管理体制の構築は一筋縄ではいかないことも多いかと思えます。

そこで、当事務所はマイナンバーの取得代行サービス、クラウドサービスを利用した利用・保管・廃棄の管理システムの提供を開始致します。

○取得代行サービスのイメージ



○マイナンバーの利用・管理システムのイメージ



この二つのサービス・システムを利用して頂くことにより、マイナンバーの取得・保管・廃棄といった管理を容易に行うことができ、会社の事務担当者であっても、見えない状況で社会保険関係の手続を行うことができます。この見えない状況というのは非常に重要で、マイナンバーの目的外使用を防ぐことができ、会社のリスクを大きく減らすことができます。目的外使用とは労働者名簿などにマイナンバーを記載することや、目的がなくエクセルの表などでマイナンバーを管理する事などがあげられ、法で禁止されています。目的外使用などが発端となり得る、漏えいや不正な提供や取得に関しては刑事罰が科せられる可能性があります。

取得代行サービス・管理システムは、提携先業者と現在話を進めている状況です。システムの詳細や費用などについては、決まり次第ご案内致します。

○当事務所からのお知らせ

- ・事務組合の事業主様には、4月に「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を含む、平成27年度労働保険料年度更新の案内をお送りしております。**提出期限(4月20日)**が過ぎておりますので、未提出の事業主様は至急ご提出お願い致します。
- ・5月の連休（ゴールデンウィーク）はカレンダー通り営業いたします

後記

しばらく暖かい日が続いて心地のいい季節になりました。

先日、環境省の発表でスギ・ヒノキ花粉が終息したとのニュースを見て、より一層心地のいい季節になったと実感しております。

この心地のいい季節のうちにマイナンバー制度の対策を練っていければと思います。(T)

